

議案第 22 号

平成 24 年度三重県伊賀市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 24 年度三重県伊賀市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1, 5 3 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 6 8 7, 7 6 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 25 年 2 月 13 日提出

三重県伊賀市長 岡 本 栄